

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、今期のテーマとして設定した「21世紀に向けた日本の責務」に基づいて、第128回国会の平成5年10月10日（水）に外務省当局から「最近の国際情勢」及び防衛庁当局から「最近の国際軍事情勢」についてそれぞれ説明を聴取し質疑を行った。次いで今国会の平成6年2月9日（水）に平野健一郎君及び小島明君、次いで3月23日（水）には五十嵐武士君及び吉田和男君の各参考人の意見をそれぞれ聴取し質疑を行った。

以上の調査を踏まえ、「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」を最終年における具体的な調査項目として選定するに当たり、5月25日（水）の調査会において、自由討議方式による委員間の意見の交換を行った。

また、「国際交流、海外技術協力、自衛隊の現状等に関する実情調査」のため、3月13日（月）から16日（水）にかけて、広島県、福岡県及び熊本県に委員派遣を行い、5月25日（水）に派遣報告を聴取した。

これらを基に6月23日、第2年目の調査報告（中間報告）を取りまとめ議長に提出するとともに、24日、本会議にてその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

第2年目においては、第1年目の調査を踏まえ、日本が21世紀に向けた責務を果たしていくにはどのような方途があり得るのかを軸として、アジア太平洋地域における安全保障の枠組みの構築、国際文化交流の推進、アジア太平洋地域の経済発展への寄与と日本の政府開発援助（ODA）のあり方等について調査を進めた。政府及び参考人の意見聴取とそれに対する質疑及び各委員による意見交換等の概要は以下のとおりである。

1. アジア太平洋地域における平和の構築

(1) 政治・安全保障対話による信頼醸成の構築

世界の平和と安定を確保する上で、アジア太平洋地域の国際的な役割はます

ます重要になってきている一方、同地域には様々な不安定要因が存在している。同地域においては、経済的な結びつきを深めると同時に、安全保障の体制つくりが重要な課題となってきており、域内諸国相互の信頼感をつくり出すためにさまざまなレベルにおける対話、交流等を通じて平和の構築を図っていくことが重要である。

(2) 国際交流等を通じた信頼醸成

国際交流、人的交流を通じた信頼醸成の構築を図る観点から、「アジア太平洋議員フォーラム」の開催等、多角的重層的な政治・安全保障対話のネットワーク構築の推進を始めるほか、アジア太平洋地域における大学の連合組織の枠組みを形成し、相互交流の形での各国の若者の交流拡大に努めるべきである。

(3) アジア太平洋地域における国際的な責務を果たすに当たっての留意

アジア太平洋地域の一員である日本は、域内諸国との経済的、文化的な交流、信頼感の醸成に一層努めるとともに、歴史の教訓に学び、未来志向の友好協力関係の進展に努める必要がある。

2. 国際文化交流の推進

(1) 国際文化交流の重要性と実施体制の拡充

日本と世界各国との相互理解を深め信頼関係を築く上で国際文化交流の推進は緊要であり、そのためには実施体制の拡充が緊要である。その中核的実施機関である国際交流基金について、予算、人員及び在外機関の拡充を図るとともに、事業の内容の多様化に工夫を凝らす必要性がある。

(2) 地方、民間の国際交流活動の活発化

今日、国際関係における主体の多様化が進み、国際交流の分野においても、地方自治体、民間団体等の役割が極めて大きなものになってきている。このため、地方自治体、民間団体の主体性を尊重しつつ、国と地方、官民の協調、連携を重視し、地方、民間の国際交流活動を側面的に支援することが求められている。

(3) 国際文化協力の拡充

人類共通の財産である有形、無形の文化遺産、文化財の保存修復・振興を図る国際文化協力は、日本ならではの国際的責務を果たす重要な方途の一つであり、世界的な文化遺産の保存修復の推進について日本のリーダーシップを發揮

するよう努める必要がある。

(4) 国際交流に携わる人材の育成、留学生受け入れに対する施策の充実

人的つながりが重要な意味を持つ国際交流活動をさらに推進するためには、専門家として国際交流を担う人材を養成することが不可欠である。また、留学生受け入れ10万人計画について、数的目標の達成を目指すばかりでなく、留学生、受け入れ大学、教員側も満足のできる教育研究環境がつくられるよう、施策の充実に努めることが緊要である。

(5) 国連大学に対する支援の拡充

日本が招致した国連大学の活動を強化するため、同大学に対する支援を一層拡充する必要性について指摘があった。

3. アジア太平洋地域の経済発展への寄与と政府開発援助のあり方

(1) アジア太平洋地域の経済発展への寄与

アジア太平洋地域が経済発展に伴い欧米諸国に対抗姿勢を示す中で、日本は欧米諸国とアジア諸国との経済的問題での仲介役となるべきである。その一方、日本は経常収支黒字削減のための努力を行うと同時に、アジア太平洋地域諸国と日本との平和的競争の維持について議論を深めていく必要がある。

(2) 政府開発援助のあり方

ODAの量的拡充はもとより、環境、人口、難民及びエイズなど地球的規模の諸問題への対処等について、きめ細かい施策の充実が課題となってきた。また、国民の理解、支援及び参加のもと、ODAの内容をさらに検討していく必要がある。

4. 早期に施策の具体化を求める提言

(1) 留学生受け入れ施策の充実

学位授与の円滑化等、留学生に対する施策の充実に努めるとともに、このための経済協力予算の一層の充当を進めるべきである。

(2) 「国際文化財保存修復協力センター（仮称）」の早期設置

文化財保護の国際協力を組織的に実施する機関として「国際文化財保存修復協力センター（仮称）」を早期に設置すべきである。

(3) ポリオ根絶に向けた支援等医療協力の充実

アジア太平洋地域諸国におけるポリオ根絶及びワクチン供与を含む開発途上国の予防接種体制の整備に向けた支援など、子供の健康に関する分野の協力を一層充実すべきである。

今後、本調査会は「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」のテーマのもと、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進及び経済協力に関する基本法の立法化の検討等について調査を進める。

(2) 調査会経過

○平成6年2月9日（水）（第1回）

国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めるなどを決定した。

委員派遣を行うことを決定した。

21世紀に向けた日本の責務について参考人東京大学教養学部教授平野健一郎君及び日本経済新聞編集局次長小島明君から意見を聴いた後、両参考人に對し質疑を行った。

○平成6年3月23日（水）（第2回）

理事の補欠選任を行った。

21世紀に向けた日本の責務について参考人東京大学教授五十嵐武士君及び京都大学教授吉田和男君から意見を聴いた後、両参考人に對し質疑を行った。

○平成6年5月25日（水）（第3回）

派遣委員から報告を聴いた。

国際問題に関する調査について意見の交換を行った。

○平成6年6月23日（木）（第4回）

国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会長報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成4年8月に設置された後、3年間にわたる調査活動のテーマとして設定した「21世紀に向けた日本の責務」のもと、調査を行ってきた。

第2年目においては、アジア太平洋地域における平和の構築、国際文化交流の推進、経済発展への寄与とODAのあり方等の諸問題について調査を進め、去る6月23日、早期に施策の具体化を求める提言を含む調査報告書（中間報告）を取りまとめ、同日議長にこれを提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 アジア太平洋地域における平和の構築

(1) 政治・安全保障対話による信頼醸成の構築

世界の平和と安定を確保する上で、アジア太平洋地域の国際的な役割は重要であり、域内諸国相互の信頼感をつくり出すため、地域的な対話の促進等を通じて、平和の構築を図っていくことが重要である。

(2) 国際交流等を通じた信頼醸成

国際交流、人的交流を通じた信頼醸成の構築を図る観点から、多角的重層的な政治・安全保障対話のネットワーク構築の推進、相互交流の形での若者の交流の拡大に努めるべきである。

(3) アジア太平洋地域における国際的な責務を果たすに当たっての留意

アジア太平洋地域の一員である日本は、歴史の教訓を学び域内諸国との政治、経済、文化の各般の分野にわたる対話と協力を進め、未来志向の友好協力関係の進展に努める必要がある。

2 国際文化交流の推進

(1) 国際文化交流の重要性と実施体制の拡充

諸国民の相互理解と信頼関係の構築を進める上の国際文化交流の重要性にかんがみ、国際交流基金の予算、人員、在外機関の拡充を図るとともに、事業内容の多様化に努めるべきである。

（2）地方、民間の国際交流活動の活発化

国際交流の分野において、地方自治体等の役割が大きなものになってきていることから、国と地方の連携を重視しつつ、地方、民間の国際交流活動を側面的に支援する必要がある。

（3）国際文化協力の拡充

文化遺産、文化財の保存修復、振興を図る国際文化協力は、日本ならではの国際的責務を果たす重要な方途の一つであり、この分野で日本はリーダーシップを發揮するよう努める必要がある。

（4）国際交流に携わる人材の育成、留学生受入れに対する施策の充実

国際交流の基盤を確固たるものとするため、国際交流を担う専門家を養成するとともに、留学生受入れ施策の充実に努めることが必要である。

（5）国連大学に対する支援の拡充

国連大学と日本、開発途上国の高等教育機関とのネットワークの形成の促進等、日本が招致した国連大学の活動を強化するため、国連大学に対する支援を拡充すべきである。

3 アジア太平洋地域の経済発展への寄与と政府開発援助のあり方

（1）アジア太平洋地域の経済発展への寄与

アジア太平洋地域諸国の経済的なテークオフ、経済力の強化に伴う日本との経済的競合関係の中で、域内諸国と日本がどのようにすれば平和的な競争ができるか論議を深めていく必要がある。

（2）政府開発援助のあり方

日本のODAは、世界最大の規模に達したが、今後、環境、人口、難民、エイズなど地球的規模の諸問題への対処等が課題となることから、その内容をさらに検討していく必要がある。

4 早期に施策の具体化を求める提言

（1）留学生受け入れ施策の充実

留学生の受け入れに当たっては、奨学金、宿舎の整備を初めとする関係経費の拡充、留学生担当教職員の増員等、施策の充実に努めるべきである。このため、経済協力予算の一層の充当を進めるべきである。

(2) 「国際文化財保存修復協力センター（仮称）」の早期設置

国際文化協力を拡充するため、文化財保護の国際協力にかかる実施機関を早期に設置すべきである。

(3) ポリオ根絶に向けた支援等医療協力の充実

アジア太平洋地域諸国におけるポリオ根絶、ワクチン供与を含む開発途上国の予防接種体制の整備の推進等、子供の健康に関する分野の協力を充実すべきである。

本調査会は、最終年を迎えるに当たって設定した「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」のテーマのもと、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進、ODAのあり方、経済協力に関する基本法の立法化の検討などについて調査を進める。

【国民生活に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、本期の課題を「本格的高齢社会への対応」とし、平成5年8月には、初年度の活動の成果として、高齢社会の現状と課題について概観とともに、高齢者の介護と生活環境の整備の問題を中心に10項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出し、公表した。

2年度目に当たる本年は、引き続き高齢者福祉の問題を中心に据えつつ、前回中間報告の提言部分を中心としたフォローアップを行うとともに、年金、医療及び福祉といった、いわゆる狭義の社会保障のみならず、本格的高齢社会へ向け関連性のある家族や雇用などの問題も含め、高齢者福祉の視点から施策の検証を進めることとした。

本調査会は、9名の参考人を招致し、「21世紀への福祉ビジョン」「家族の変化と老人扶養」「年金改革の哲学と手法」「高齢化社会における医療保障の課題」「個人貯蓄とライフサイクル」「医療と福祉の新時代」「福祉専門職と長寿社会の展望」「家族と社会福祉政策」「高齢期の消費者被害の実状と対